

裁判年月日 平成24年 3月28日 **裁判所名** 東京高裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平24(ネ)755号
事件名 名誉毀損文書頒布行為等停止請求控訴事件
裁判結果 原判決取消 **文献番号** 2012WLJPCA03286003

要旨

◆本件マンションの区分所有者である控訴人が、同マンションの区分所有者である被控訴人は、区分所有法6条1項所定の共同利益背反行為に当たる行為を繰り返していると主張して、同法57条等に基づき、他の区分所有者全員のため、各行為の差止めを求めたところ、最高裁において、区分所有者が、業務執行中の管理組合の役員らを誹謗中傷する内容の文書を配布し、それが単なる特定の個人に対する誹謗中傷等の域を超え、それにより管理組合の業務遂行、運営に支障が生ずるなどしてマンションの正常な管理又は使用が阻害される場合には、同法6条1項の共同利益背反行為に当たるとみる余地があるとして、控訴人の請求が同法57条の要件を満たしているかにつき審理を尽くさせるため、これを差し戻した差戻後の控訴審において、被控訴人の行為は、区分所有法6条1項所定の共同利益背反行為に当たるとして、請求を棄却した原判決を取り消し、請求を認容した事例

裁判経過

上告受理審 平成24年 1月17日 最高裁第三小法廷 判決 平22(受)2187号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求事件

差戻前控訴審 平成22年 7月28日 東京高裁 判決 平22(ネ)2180号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求控訴事件

第一審 平成22年 2月25日 横浜地裁 判決 平21(ワ)5045号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求事件

出典

ウエストロー・ジャパン

参照条文

建物の区分所有等に関する法律6条1項

建物の区分所有等に関する法律57条

裁判年月日 平成24年 3月28日 裁判所名 東京高裁 裁判区分 判決
事件番号 平24(ネ)755号
事件名 名誉毀損文書頒布行為等停止請求控訴事件
裁判結果 原判決取消 文献番号 2012WLJPCA03286003

神奈川県藤沢市〈以下省略〉

控訴人	X
同訴訟代理人弁護士	澤田和也
同	大坪和敏
同	秋山里絵
同	萩原浩二
同	手打寛規
同	横路俊一
同	森田岳史
同	熊谷恵美
同	川崎美奈
同	山内英人

神奈川県藤沢市〈以下省略〉

被控訴人 Y

主文

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、神奈川県藤沢市〈以下省略〉所在のaマンションb棟(以下「本件マンション」という。)の役員、居住者、区分所有者の名誉を差戻し前の第1審判決別紙目録1のように毀損する文書の頒布、同別紙目録2記載の2から5の者に対する業務妨害行為、本件マンション役員、居住者、区分所有者に対する暴行及び名誉感情を同別紙目録1のように害する文書の送付をしてはならない。

3 訴訟費用は、差戻し前の第1審、差戻し前の控訴審、上告審及び差戻し後の控訴審を通じ、全て被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、神奈川県藤沢市所在の区分所有建物(本件マンション)の区分所有者である控訴人が、同じく本件マンションの区分所有者である被控訴人において、建物の区分所有者等に関する法律(区分所有法)6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たる行為を繰り返していると主張して、区分所有法57条又は本件マンションの管理規約に基づき、他の区分所有者の全員ののために、被控訴人に対し、上記行為の差止めを求める事案である。

2(1) 差戻し前の第1審は、被控訴人の行為は、区分所有法6条1項所定の「建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為」であるとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した。控訴人はこれを不服として控訴を提起したが、差戻し前の控訴審は、上記に加え、控訴人が同控訴審で新たに主張した本件マンション管理規約63条3項に基づく差止めについても、被控訴人の行為が同条項に定める行為に当たらないことは明らかであるとして、控訴人の控訴を棄却した。そこで、控訴人は差戻し前の控訴審判決に対して上告受理の申立てをした。

(2) 最高裁は、控訴人の区分所有法57条に基づく差止め請求につき、マンションの区分所有者が、業務執行に当たっている管理組合の役員らをひぼう中傷する内容の文書を配布し、それが単なる特定の個人に対するひぼう中傷等の域を超えるもので、それにより管理組合の業務の遂行や運営に支障が生ずるなどしてマンションの正常な管理又は使用が阻害される場合には、区分所有法6条1項の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるとみる余地があるというべきであるとして、控訴人の請求が区分所有法57条の要件を満たしているか否かにつき更に審理を尽くさせるため、差戻し前の控訴審判決中区分所有法57条に基づく請求に関する部分を破棄し、これを東京高等裁判所に差し戻し、控訴人の本件マンション管理規約63条3項に基づく差止め請求については、上告を棄却した。したがって、当審の審判の対象は、差戻しの対象となった控訴人の区分所有法57条に基づく請求部分の当否である。

なお、控訴人は、当審において、差戻し前の第1審判決（以下「第1審判決」という。）別紙目録2の6記載の者に対する業務妨害行為禁止請求に係る訴えを取り下げた。

3 当事者の主張

当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、第1審判決の「事実及び理由」中「第2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 第1審判決3頁10行目の「屋上妨害工事」を「屋上防水工事」に改める。

(2) 第1審判決5頁16行目の「被告の主張」を「被控訴人の本案前の主張」に改め、末行の次に、行を改めて次のように加える。

「3 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)アは争い、イは認める。

(2) 同(2)ア(ア)のうち、Aを批判する「無知との決別」と題するビラ及び株式会社cを批判する書面を送付したことは認め、その余は否認する。

同(2)ア(イ)は、認める。

同(2)ア(ウ)のうち、文書の貼付は認めるが、横領しているかのような文書とまではいえない。

同(2)ア(エ)は、認める。

同(2)イ(ア)のうち、文書の送付は認めるが、その余は争う。

同(2)イ(イ)のうち、文書の送付は認めるが、その余は争う。

同(2)イ(ウ)のうち、何回かに分けて書面をファックスしたこと、電話で工事辞退の要請をしたことは認めるが、違法な妨害行為ではない。

同(2)イ(エ)のうち、電話で述べたことは認めるが、業務を妨害したことは否認する。

同(2)イ(オ)のうち、電話したこと、B元理事長に聞いたことは認めるが、その余は争う。

同(2)のウ及びエは、争う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 被控訴人の本案前の主張について

被控訴人は、本案前の主張として、本件訴えは、(1) 本件マンションの臨時棟総会の決議は形式上あるとしても、趣旨があいまいなままに委任状を集めてなされたものであり、無効であること、(2) 区分所有法57条は、区分所有者の表現行為を止めるためにあるものではないこと、(3) 差止めを求める原判決別紙目録1記載の行為は特定性に欠け、不適法である旨主張する。

しかし、(1)については、これを認めるに足りる証拠はなく、(2)については、控訴人の上記主張をもって直ちに本件訴えが不適法であるとはいえず、(3)については、差止めを求める行為に特定性が欠けているということはいえない。

以上のとおり、本件訴えが訴訟要件を欠くとは認め難いから、被控訴人の上記主張は失当である。

3 被控訴人の共同利益背反行為（区分所有法57条1項）の存否について

(1) ア 証拠（甲1の1・2, 2）よれば、請求原因(1)アの事実が認められ、同(1)イの事実は当事者間に争いが無い。

イ 請求原因(2)ア（名誉毀損文書頒布行為）の（ア）のうち、Aを批判する「無知との決別」と題するビラ及び株式会社cを批判する書面を送付したこと、同(2)ア（イ）、同(2)ア（ウ）のうち文書の貼付、同(2)ア（エ）の各事実は当事者間に争いがなく、証拠（甲3, 4の1～8, 5, 6の1・2, 7, 8）によれば、請求原因(2)ア（ア）～（エ）のその余の各事実が認められる。

ウ 請求原因(2)イ（本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為）の（ア）のうち文書の送付、同(2)イ（イ）のうち文書の送付、同(2)イ（ウ）のうち、何回かに分けて書面をファックスしたこと及び電話で工事辞退の要請をしたこと、同(2)イ（エ）のうち電話で述べたこと、同(2)イ（オ）のうち、電話したこと及びB元理事長に聞いたことの各事実は当事者間に争いがなく、証拠（甲9の1・2, 10～15, 16の1・2, 17, 18, 19の1・2, ）によれば、請求原因(2)イの（ア）～（オ）のその余の各事実が認められる。

エ 証拠（甲20～24, 25の1・2, 26の1・2）によれば、請求原因(2)ウ（本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為）の（ア）～（オ）の事実がいずれも認められる。

(2) 以上の事実に照らせば、本件マンションの区分所有者である被控訴人は、業務執行に当たっている本件マンション管理組合の役員らをひぼう中傷する内容の文書を配布し、また、本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為を行い、さらには、本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為を行っているものであり、それらは、単なる特定の個人に対するひぼう中傷、業務妨害、嫌がらせ等の行為の域を超えるものというべきである。そして、被控訴人の上記行為により、管理組合の業務の遂行や運営に支障が生じて、本件マンションの正常な管理又は使用が阻害されていることは明らかである。

そうすると、被控訴人の上記各行為は、区分所有法6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるといえるべきである。また、上記(1)アに認定のとおり、控訴人は、平成21年8月23日、本件マンションの区分所有者の集会の決議により、被控訴人を除く他の区分所有者の全員のために本件訴訟を提起する区分所有者に指定された者であり（区分所有法57条3項）、本件マンションの区分所有者の共同の利益のため、被控訴人に対し、被控訴人の上記各行為の差止めを求めることができるものといえることができる。

(3) したがって、控訴人の被控訴人に対する上記各行為の差止め請求は、区分所有法57条の要件を満たすものといえる。

第4 結論

よって、控訴人の請求は理由があるから認容すべきところ、これを棄却した第1審判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、第1審判決を取り消した上、控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 井上繁規 裁判官 齋藤繁道 裁判官 菅野正二郎）
